

2024年10月8日

大阪市教育委員会
委員長 多田勝哉 様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登
障害児教育部長 山林 哲

要 求 書

特別支援教育に関わる教職員の勤務労働条件を改善するため、障害児教育部との協議を行うこと、下記の事項について誠意ある対応を行うことを要求します。

記

1. 今年度は、前年(2023年)度にも輪をかけて特別支援学級が大幅に削減された。学級減にともない、子どもの実態に応じた支援・指導が十分にできない事態がおきている。これを鑑み、障害のある子どもたちの成長・発達のための保障と、障害児教育に関わる教職員の労働条件改善のため、以下のことを求める。
 - (1) 特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもや保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当教員を含む教職員に、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。
 - (2) 特別支援学級への在籍にあたっては、「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特に LD・ADHD の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校に周知すること。
 - (3) 通級指導教室を開設する学校において、通級指導教室の設置を「受け皿」にするような特別支援学級への入級抑制、特別支援学級からの安易な学びの場の変更を行わないこと。
 - (4) 特別支援学級からの学びの場の変更や在籍する障害種別の変更等にもなった学級設置の減少が生じる場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。
 - (5) 学級設置計画の作成において、特別支援学級削減を意図するような障害種別変更は決して行わないこと。
2. 特別支援学級在籍児童・生徒、障害の実態や種別にみあった学級設置及び教職員配置を行うこと

- (1) 障害種別による学級設置と規定の学級定数を遵守すること。
 - (2) 学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合も、その種別での学級設置を行うこと。障害の重複する児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行うこと。
 - (3) 特別支援学級の1学級の定数を8名から6名に引き下げる等、大阪市独自基準を策定すること。
3. 「20人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行なう等の教育条件の改善を行うこと。
 4. 通級による指導担当教員を全校に配置し、指導を実施できる体制を整えること。通級による指導を利用する児童・生徒が13人に満たない場合も、教員配置を行うこと。また、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。
 5. 特別な支援を必要とする児童の増加を鑑み、特別支援教育サポーターを増員すること。
 6. 重度の障害を持つ子どもたちにも教育を保障するインクルーシブ教育を実現するため、医療的ケア児の教育保障を市の責任で行うこと。
 7. 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
 8. 通常学級において、特別支援学級在籍児童を含めた人数が定数（35人、40人）を超えることがないように、適切な措置をとること。
 9. 特別支援学級在籍児童の特別支援学校への転校にあたっての、教職員の実務負担を軽減すること。
 10. 特別支援学級担任の妊娠判明時（本人申請時）には、当該教職員の業務を軽減すること。
 11. 障害児に関わる教職員の特別健康診断において、頸肩腕症や腰痛で要観察以上の診断が出された教職員の業務を軽減すること。
 12. 心理的負担が大きくストレスの高い状態が続く医療的ケア担当教職員に対し、休憩時間を必ず確保すること。
 13. 通級による指導担当教員の多忙な勤務実態を把握し、労働条件を改善すること。
 14. 感覚過敏や嚥下の困難さなど、食に関する配慮の必要な子どもに対する支援が適切かつ安全に行えるよう労働条件の改善を行うこと。
 15. 特別支援教育に関わる教職員が、給食の加工・調理（ミキサー、きざみ、つぶし等の作業）等の二次調理をするような事のないよう、業務環境改善をはかること。これらは、大阪市の責任で適切な実施を行うこと。
 16. 特別支援教育サポーターの賃金・労働条件の改善を行うこと。
 17. 特別支援教育コーディネーターの相談業務等による超過勤務実態を改善する事。

2024年10月8日

大阪市学校園教職員組合 障害児教育部

資料請求

○特別支援学級等の設置数、児童・生徒数、教員数等について

1. 2024年度の特別支援学級設置数、特別支援学級に関わる加配教員数、在籍児童・生徒数
2. 2023年度から2024年度への年度移行にあたり、属する特別支援学級障害種別を変更となった児童・生徒の障害種別毎の内訳。
3. 2024年度の通級指導教室設置数、設置校数、指導を受ける児童・生徒数
4. 2025年度の特別支援学級設置見込み数、特別支援学級に関わる加配教員見込み数、在籍児童・生徒見込み数
5. 2025年度の通級指導教室設置見込み数
6. 特別支援学級に20人以上が在籍する学校数

○特別支援学級担任の配置状況等について

7. 特別支援学級担任の病気休暇・病気休職取得者の人数と割合
8. 特別支援教育に関わる臨時的任用教員の人数と割合
9. 本年度で3年以上継続して特別支援学級を担任している教員の人数と割合

○特別支援教育サポーター等について

10. 特別支援教育サポーターの配置数ならびに次年度配置計画
11. インクルーシブ教育推進スタッフの配置人数、次年度以降の配置計画

○医療的ケアの必要な児童・生徒への支援、個別対応給食（障害児食）等について

12. 医療的ケア児が在籍する学校数、児童・生徒数
13. 医療的ケア児が複数在籍する学校数
14. 医療的ケア児に対する、看護師の配置状況、次年度の配置計画
15. 医療的ケア児に対する、看護師の常時配置校数
16. 個別対応給食（障害児食）を必要とする児童・生徒数、実施児童・生徒数

○その他

17. 特別支援学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級の数
18. 特別支援学校と通常学校間で転校をした児童・生徒数と、障害種別の内訳